

○江坂駅周辺特別商業業務地区内における建築物の制限に関する条例

平成23年3月29日条例第6号

改正

令和3年3月3日条例第1号

江坂駅周辺特別商業業務地区内における建築物の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、北部大阪都市計画特別用途地区特別商業業務地区（江坂駅周辺地区）（以下「江坂駅周辺特別商業業務地区」という。）内における建築物に関する制限を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、江坂駅周辺特別商業業務地区内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 江坂駅周辺特別商業業務地区内においては、次に掲げる建築物を建築してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む施設
- (2) 大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和34年大阪府条例第6号）第11条第1項第3号に掲げる営業を営む施設
- (3) 大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例（平成17年大阪府条例第102号）第2条第4項に規定する特殊風俗あっせん事業を営む施設

(建築物の敷地が江坂駅周辺特別商業業務地区の内外にわたる場合の措置)

第5条 建築物の敷地が江坂駅周辺特別商業業務地区の内外にわたる場合であって、当該敷地の過半が江坂駅周辺特別商業業務地区に属するときは、当該建築物の全部について、この条例の規定を適用する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月3日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。